

議案提出書

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

平成31年3月20日 提出

提出者

賛成者

本間 利博 高橋 和樹 山形 健二 大日向香輝

青山 豊 加藤 勝義 奥山 豊和 寿松木 孝

播磨 博一 立身万千子 菅原亀代嗣 菅原 正志

佐藤 誠洋 高橋 聖悟 木村 清貴 塩田 勉

佐々木喜一 遠藤 忠裕 小野 正伸 佐藤 清春

佐藤 忠久 土田百合子 菅原 恵悦

横手市議会議長 齋藤 光 司 様

提案理由

組織機構の再編に伴い、現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第2号

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

横手市議会委員会条例（平成17年横手市条例第339号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="309 667 1106 756">（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p data-bbox="273 788 472 820">第2条 [略]</p> <p data-bbox="280 852 1090 941">2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管に属する事項は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="322 970 790 1002">（1） 総務文教常任委員会 9人</p> <p data-bbox="329 1034 1084 1235"><u>総務部、総合政策部</u>、まちづくり推進部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p data-bbox="322 1267 730 1299">（2） 厚生常任委員会 9人</p>	<p data-bbox="1167 667 1964 756">（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p data-bbox="1131 788 1330 820">第2条 [略]</p> <p data-bbox="1137 852 1944 941">2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管に属する事項は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1178 970 1646 1002">（1） 総務文教常任委員会 9人</p> <p data-bbox="1184 1034 1939 1235"><u>総務企画部、財務部</u>、まちづくり推進部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p data-bbox="1178 1267 1585 1299">（2） 厚生常任委員会 9人</p>

市民生活部、健康福祉部、市立横手病院及び市立大森病院の所管に属する事項

(3) [略]

3 [略]

市民福祉部、市立横手病院及び市立大森病院の所管に属する事項

(3) [略]

3 [略]

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。